

## 令和8年度利用調整基準表

令和8年4月の香春町内保育所入所において、受け入れ可能数を上回る保育の利用申込があった場合は、以下により優先順位を決定したうえで利用する児童を決定する。  
 ※前年度から支給認定が継続し、継続利用を希望する児童は、当該施設の利用定員変更等により受入困難となった場合以外は最優先で利用を決定し、受入困難となった場合は他の施設の利用を最優先で決定する。  
 ※令和8年5月以降の利用開始希望の申込受付は、利用希望月の前々月の15日以降からとし、希望施設の空き状況による先着順とする。  
 ※他市町村からの広域入所の利用は、香春町在住児童の利用調整がすべて終わった後に、空きがある場合のみ認めるものとする。

### 【優先順位の決定方法】

「1 基本点数」に「2 調整点数」を加えたものを利用調整における点数とし、優先順位が高いものとする。  
 ※点数欄にある「※」は、児童福祉の観点から町長が必要と認めた場合、別途点数を設定する。

#### 1 基本点数

「基本点数」は、父母それぞれの該当する点数の合計とする。  
 複数の類型に該当する場合は、高い方をそれぞれの点数とする。

類 型	保護者の状況(支給認定理由)	父	母
居宅外労働	月の労働時間が160時間以上	120	120
	月の労働時間が120時間以上160時間未満	100	100
	月の勤務時間が80時間以上120時間未満	80	80
	月の勤務時間が80時間未満	60	60
居宅内労働	月の労働時間が160時間以上	110	110
	月の労働時間が120時間以上160時間未満	90	90
	月の勤務時間が80時間以上120時間未満	70	70
	月の勤務時間が80時間未満	50	50
妊娠、出産	出産前後8週間		80
疾病、負傷	入院加療又は居宅内常時臥床の状態	100	100
	居宅内療養	60	60
精神又は身体の障害	身体障害者手帳3級以上、療育手帳B1判定以上、精神保健福祉手帳2級以上	90	90
	上記の等級未満の障害者手帳所持者	50	50
同居親族の介護、看護	常時介護、看護している場合(入院加療又は居宅内常時臥床の状態)	70	70
	上記以外の場合	40	40
災害復旧	震災、風水害、その他の災害の復旧に当たっている場合	100	100
求職活動	求職活動のため日中保育にあたることができない場合	30	30
就学等	就学又は職業訓練校等で訓練にあたっている場合	70	70
DV	児童虐待又は配偶者からの暴力により養護が必要な場合	200	200
その他に前各号に類するもの	町長が保育を必要と認める場合	※	※

## 2 調整点数

以下の類型に該当する場合は、「1 基本点数」に加点(減点)する。

「保育士」「保護者の障害」「求職活動」「その他」の類型のみ、該当があれば父母それぞれ加点(減点)する。

類 型	状 況	父	母
生活保護世帯	就労による自立支援につながると判断される場合等	30	
ひとり親世帯	母子家庭又は父子家庭の状態にある場合	100	
保護者の一方が不在	単身赴任、海外赴任等により保護者の一方が不在の場合	10	
育児休業復帰 「きょうだい児」との併用不可	休業開始により退所した児童で再度入所を希望する場合	30	
	上記以外で休業復帰に伴い保育所等の利用を希望する場合	20	
きょうだい児 「育児休業復帰」との併用不可	きょうだい児が異なる保育所等に在籍しているため、いずれかに転園させる場合	100	
	既にきょうだい児が在籍している保育所等を希望する場合	10	
	きょうだい児で新たに同一の保育所等の利用を希望する場合	10	
多子世帯	利用申込児童以外に保護者が養育する小学生以下の児童の人数( $\alpha$ )	$5 \times \alpha$	
一時退所児童の再入所	入院等のやむを得ない理由により退所した児童が再度入所を希望する場合(育児休業開始、家庭保育可能等以外)	100	
保育士	保育士として保育所等で就労する場合	10	10
保護者の障害 基本点数が当該類型以外に限る	身体障害者手帳3級以上、療育手帳B1判定以上、精神保健福祉手帳2級以上	20	20
	上記の等級未満の障害者手帳所持者	10	10
同居親族の介護、看護 基本点数が当該類型以外に限る	常時介護、看護している場合(入院加療又は居宅内常時臥床の状態)	20	
	上記以外の場合	10	
当該児童の障害	利用申込をしている児童が障害を有する場合	20	
同居の祖父母が保育可能 世帯分離している場合も同居とみなす	同居している祖父母が65歳未満であり、保育可能な場合	-10	
求職活動	求職活動による支給認定を継続更新している又は出産から求職活動に変更した場合	-30	-30
その他	町長が必要と認める場合	※	

## 3 同一点数で並んだ場合の優先順位

「基本点数+調整点数」が同一点数で並んだ場合は、以下により利用する児童を決定する。

段階	優先基準
第1段階	転園希望者よりも現在保育所を利用していない方を優先する
第2段階	最初にひとり親を優先し、次に基本点数の父母合計点数を比較し、点数が高い方を優先する
第3段階	父又は母の基本点数のうち、いずれか低い点数を比較し、点数が高い方を優先する
第4段階	香春町が総合的に判断し決定する